

# 第1回 アイランドシティ地区新設小学校 通学区域協議会

日時：令和3年5月30日（日）11：00～

会場：福岡市教育委員会 会議室

## － 会 議 次 第 －

- 1 教育委員会挨拶
- 2 協議会委員の紹介
- 3 議事
  - (1) 協議会会則（案）及び傍聴要領（案）について      －資料1, 2
  - (2) 委員長, 副委員長の選出について
  - (3) 照葉北小学校の分離新設について  
照葉北小学校の現状・児童生徒数・推計      －資料3 (P1)
  - (4) 新設小学校の整備・事業スケジュールについて  
通学区域設定の進め方について      －資料3 (P2)
  - (5) 資料等の周知について  
新設小学校の通学区域（案）設定上の論点について－資料3 (P3)
- 4 連絡事項
  - (1) 次回開催日程, 会場  
日時：令和3年6月下旬  
会場：未定
  - (2) 議事（予定）  
通学区域（案）の提示及び協議・検討

## アイランドシティ地区新設小学校 通学区域協議会会則（案）

### （目的）

第1条 この会則は、アイランドシティ地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 この会の名称は、アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （所管事項）

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- （1）通学区域についての意見集約に関すること。
- （2）新設小学校の中学校区に関すること。
- （3）通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- （4）通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

### （協議会の構成）

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

### （役員）

第5条 協議会に委員長1名、副委員長1名置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

### （事務局）

第7条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部通学区域課に置く。

### （解散）

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

### （雑則）

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### （施行期日）

この会則は、令和3年5月●日から施行する。

別表第 1 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
照葉北校区 自治協議会代表	原田 恒夫	自治協議会 会長
照葉北校区 自治協議会	阿高 京子	自治協議会 副会長
照葉北校区 自治協議会	石内 太一郎	こども・青少年部会 会長
照葉北校区 自治会代表	堺 博正	アイランドタワー自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	生田 智志	アイタワー自治会 副会長
照葉北校区 自治会代表	岩本 雅弘	照葉4丁目自治会 会長 照葉北校区自治協議会 副会長
照葉北校区 自治会代表	関屋 洋紀	照葉スマートタウン自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	檜林 和宜	照葉オーシャンプレイス東自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	朝野 慶一	照葉オーシャンプレイス西自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	後藤 良輔	香椎照葉5丁目 代表
照葉北校区 自治会代表	菰田 宗義	香椎照葉6丁目 代表
照葉北小学校 P T A代表	田中 聡陸	照葉北小学校P T A 会長
照葉北小学校 P T A代表	中原 大樹	照葉北小学校P T A 担当副会長
照葉北公民館	相澤 麻美	照葉北公民館 館長
照葉北小学校	池田 昌弘	照葉北小学校 校長
照葉中学校	殿元 裕介	照葉小中学校 校長

## アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会 傍聴要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会会則（以下「会則」という。）第6条第2項の規定に基づき、アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### （傍聴の手続き）

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

### （定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

### （入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### （傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### （傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は令和3年5月●日から施行する。

様式

年 月 日

アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会

整 理 番 号 票

NO. \_\_\_\_\_

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、  
係員の求めに応じて提示してください。

1 照葉北小学校の分離新設について

○アイランドシティ地区については、平成19年に照葉小学校、平成31年に照葉北小学校を新設し、段階的に教育環境を整備してまいりました。照葉北小校区においては、今後も既分譲地や未分譲地の住宅供給が予定されていること、アイランドシティ地区は市内他の地域に比べても子育て世帯・子どもの割合が高い傾向が継続していることから、今後も急激な児童数の増加を見込んでおります。

○『福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針』

福岡市では、小規模校や大規模校の課題を解決するため、適正な規模の考え方や取り組み方などをまとめた「実施方針」に基づき取り組んでいます。

大規模校の教育活動の特徴

学級数が多い大規模校では、子どもの数も多く活気がありますが、集団で行う学校教育であっても、集団が大きくなりすぎると、授業の制約を受けるなど様々な「課題」が生じます。

- ・授業で理科室などの特別教室や運動場を使用する場合の調整が難しく、授業内容が制限されます。
- ・少人数指導のための教室が無く、また、代替となる特別教室自体も利用調整が難しい状況であるため、工夫して対応するのも限界があります。
- ・子どもが多く集まる休み時間に運動場で遊ぶ場合にケガをする可能性が高まります。

適正な学校規模の考え方

- 12～24 学級 福岡市における「適正規模」
- 25～30 学級 「適正規模」に準ずる範囲・・・校舎増築など施設整備での対応が可能
- 31 学級以上 「過大規模」・・・教育課題が深刻であり早急な取り組みが必要

学級数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	～
学校規模	適正な規模													適正に準ずる範囲						過大規模			

31 学級以上の小学校への取り組み

31 学級以上の状態が将来にわたって継続することが見込まれる過大規模校について、まずは「学校の分離新設」を検討することとしています。学校の分離新設が困難な場合は「隣接する小学校区との通学区域の調整(変更)」、「教室等の増設」などの手法を用いて対応します。

アイランドシティ新設小学校への取り組み

照葉北小学校は、アイランドシティ地区の住宅供給により、過大規模校(31 学級以上)の状態が将来にわたって継続することが見込まれることから、「実施方針」に基づき、照葉北小学校の分離新設を行います。新設小学校の場所は、福岡市で確保していた香椎照葉6丁目の用地(5 番内、総合体育館の北側の街区)とします。

2 照葉北小学校の現状 (令和3年5月1日現在) 特別支援学級含む

児童数：905人 (内特別支援学級28人)  
 学級数：34クラス (内特別支援学級5学級)  
 保有教室：34教室

3 照葉小学校・照葉北小学校・照葉中学校の児童生徒数

児童生徒数、学級数の推移 (各年5月1日現在、児童生徒数は特別支援学級を含む)

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	
照葉小	児童数	137	270	402	508	611	727	799	848	949	1104	1202	1277	755	759	779	
	学級数	7	9	15	17	20	23	26	27	33	36	38	39	25	27	28	
	内特学数	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(2)	(3)	(3)	(2)	(2)	(3)	(4)	
照葉北小	児童数														598	759	905
	学級数														21	26	34
	内特学数														(3)	(3)	(5)
IC児童数計		137	270	402	508	611	727	799	848	949	1104	1202	1277	1353	1518	1684	
照葉中	児童数		56	82	119	155	198	236	259	311	370	406	449	518	560	601	
	学級数		3	3	4	6	6	7	8	11	13	15	14	15	18	20	
	内特学数		-	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	

4 照葉小学校・照葉北小学校・中学校の児童生徒数の推計

児童生徒数・学級数の推計 (令和3年2月16日時点、児童生徒数は特別支援学級を含む)

年度		R4	R5	R6	R7	R8
照葉小	児童数	798	795	806	798	783
	学級数	27	27	27	27	27
	内特学数	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
照葉北小	児童数	1127	1328	1489	1581	1695
	学級数	39	47	53	55	58
	内特学数	(6)	(7)	(8)	(8)	(8)
IC児童数計		1925	2123	2295	2379	2478
照葉中	児童数	614	678	744	804	888
	学級数	20	21	23	25	28
	内特学数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

## 5 新設小学校の整備について

### ○将来的な小中連携教育校（施設併設型）の整備

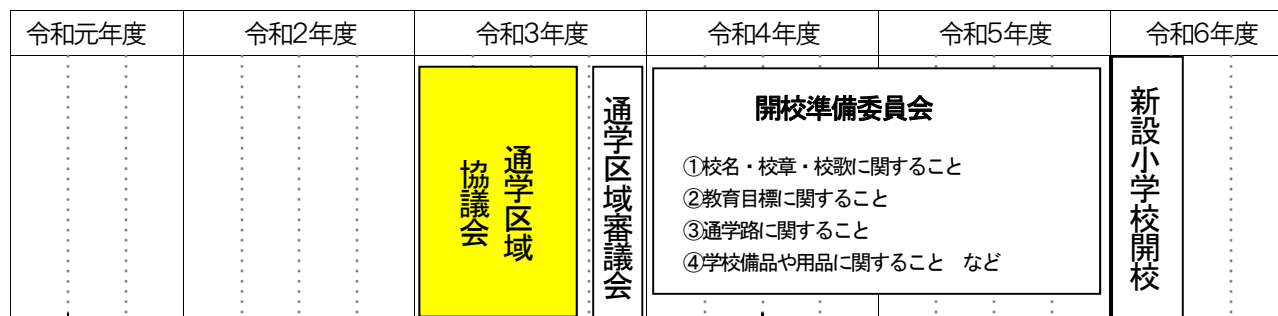
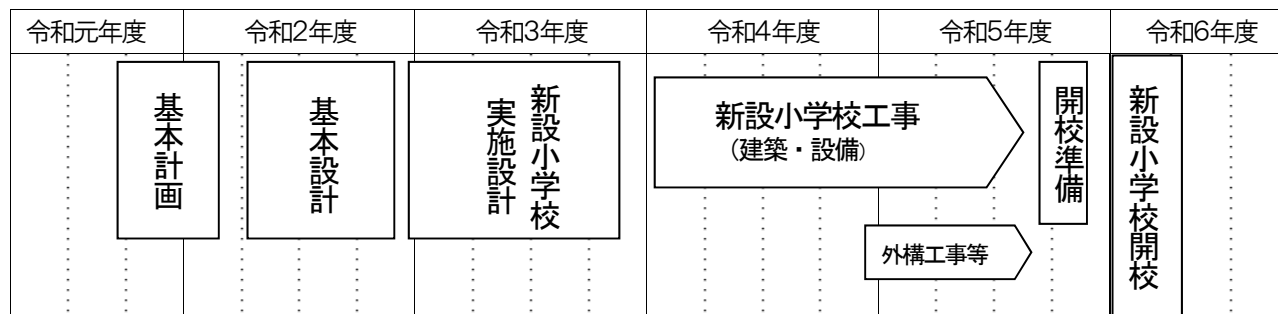
I C地区新設小学校は、令和6年度開校を目指し整備を行っておりますが、照葉中学校も将来的に過大規模校となり、その状況が継続する可能性が高いことから、今回整備する小学校は将来的な小中連携教育校（施設併設型）として整備したいと考えています。

照葉北小学校の過大規模校対策を優先するため、小学校のみ先に開校することとなりますが、照葉小中学校、照葉北小学校の小中連携教育の取り組みを踏まえ、同様の取り組みが行えるように教育環境の整備を行います。

## 6 新設小学校の事業スケジュールについて

- ・令和3年度に実施設計、令和4～5年度に建設工事、令和6年度開校を目指します。

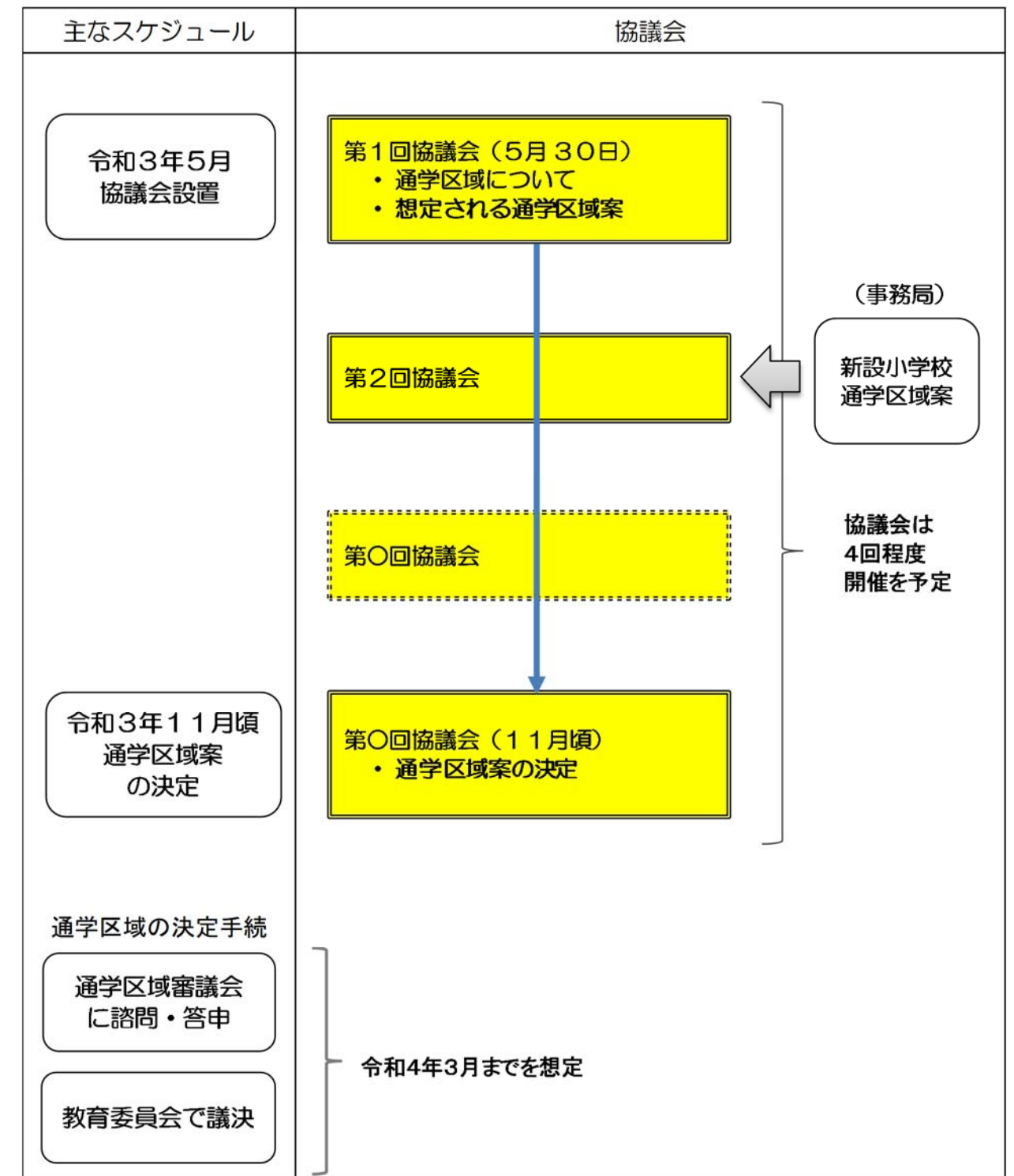
### 開校までのスケジュール（案）



- ・通学区域の設定については、保護者・地域・学校・行政からなる「**通学区域協議会**」を設置し、新設小学校の通学区域案を決定します。
- ・開校準備にあたっては、保護者、地域、学校、行政からなる「**開校準備委員会**」を設置します。

## 7 通学区域設定の進め方

- 「アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会」を設置し協議を行います。
- 照葉北小学校の分離新設に基づき、新設小学校の通学区域を設定しますが、今後のアイランドシティ全体の住宅開発の動向や各小学校の学級数の状況によって、将来、再度協議・検討のうえ通学区域を変更する可能性があります。



## 8 資料等の周知について

### ○協議会の公開について

- (1) 協議会の会議については、原則公開とする。
- (2) 会議の傍聴要領を資料2のとおり規定し、傍聴席の確保に努める。

### ○協議会ホームページ開設

教育委員会のホームページに協議会開催状況に関するページを開設し、開催日程や会議資料について掲示を行い、広くお知らせする。

### ○資料等の周知について

- (1) 会議の開催内容や結果の概要について、「協議会ニュース（仮称）」を作成し、保護者及び地域等へ広くお知らせすることで、理解を得られるよう努める。
- (2) お知らせの方法及び範囲については、関係各位のご協力をいただきながら、以下の内容を検討する。

#### ① 保護者及び地域の方々へ

- ・公民館だよりにあわせ「協議会ニュース（仮称）」を配布
- ・町内会等の回覧板等により「協議会ニュース（仮称）」を回覧 など

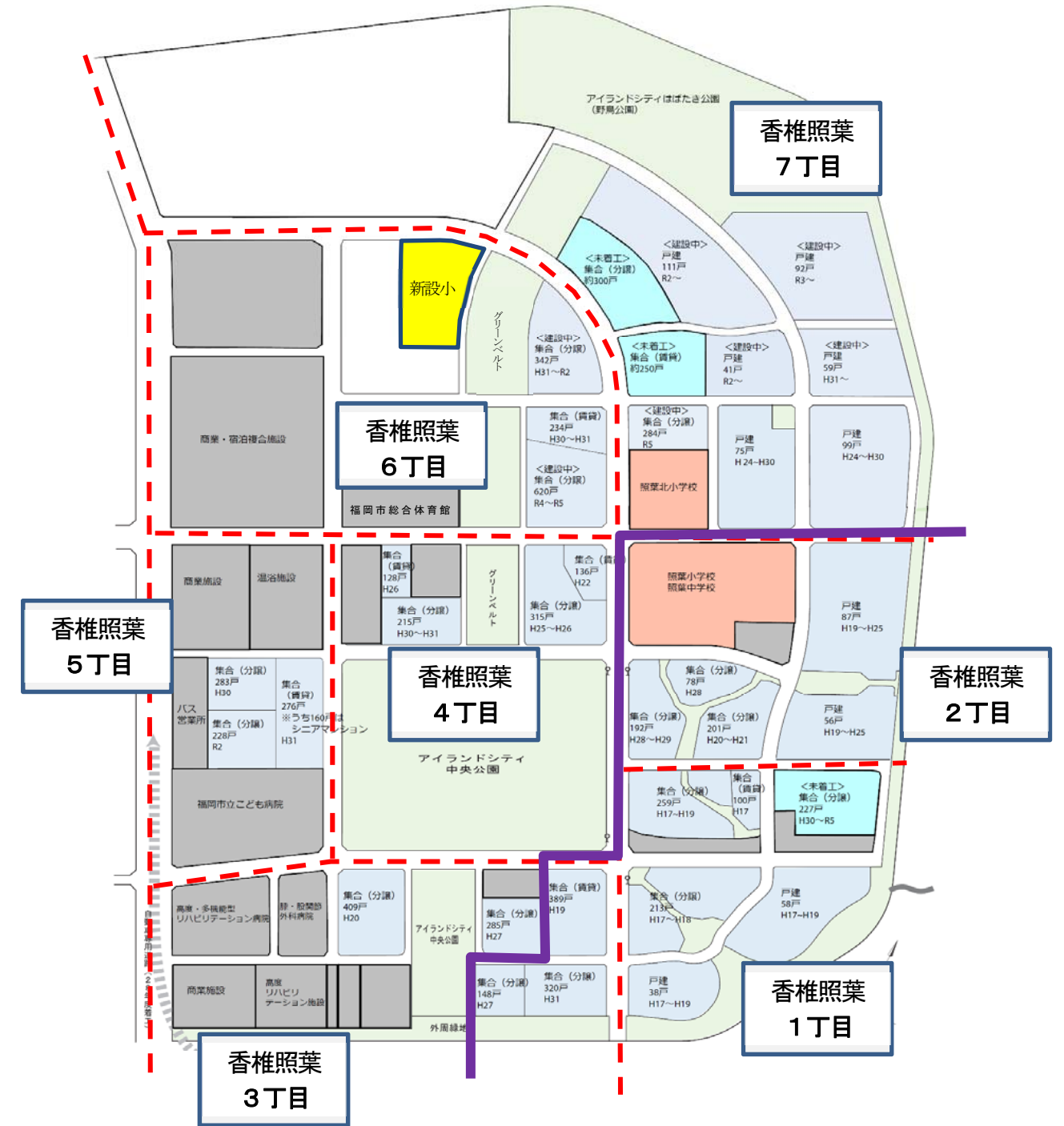
#### ② 公共施設などへ

- ・学校、公民館などの公共施設に加え、駅、大型商業施設などで了解が得られた施設に「協議会ニュース（仮称）」を掲示

#### ③ 近隣の幼稚園・保育園へ

- ・各園に働きかけ、了解が得られた園に「協議会ニュース（仮称）」を掲示

## 9 新設小学校の通学区域（案）設定上の論点について



### <論点> 照葉北小学校の通学区域をどう分けるか。

- ・照葉北小学校、新設小学校の学校規模
- ・新設小学校への通学距離、通学路の安全性
- ・町界や町内会の範囲 などに留意